

水密区画の試験方法に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び S 編
鋼船規則検査要領 B 編及び C 編

改正事項

水密区画の試験方法に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則においては、水密隔壁等の最初の試験として、水圧試験について規定されている。水圧試験に関する規定は、SOLAS 条約が初めて制定された 1914 年から規定されているが、当時の船舶はリベット工法が主流であり、溶接構造となる現在の船舶に対する要件としては必ずしも適切なものとなっていない。そのため、IACS は最新の建造技術を考慮したより合理的な要件を策定すべく 1996 年に水密区画の試験方法に関する要件を規定した IACS 統一規則(UR) S14 を制定して運用を図ってきた。

IACS は、2009 年 8 月に開催された IMO 第 86 回海上安全委員会(MSC86)において、それまでに十分実績のある UR S14 を基に水密区画の試験方法に関するガイドライン案（以下、ガイドライン案）を作成し、これが代替試験方法として認められるよう、SOLAS 条約の改正を提案した。

その後、ガイドライン案は、IMO の小委員会等における審議を経て一部修正されたことから、IACS は、その修正内容を反映すべく UR S14 を改正し、2015 年 1 月に UR S14(Rev.5)として採択した。本 UR においては、区画の水密試験及び倉口蓋等の風雨密試験並びにそれらの試験方法の詳細について船級としての最低要件を規定している。

今般、IACS 統一規則 S14(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

なお、ガイドライン案については、2015 年 6 月に開催された IMO 第 95 回海上安全委員会(MSC95)においてその取扱いが審議された結果、SOLAS 条約の改正及びガイドライン案の MSC サーキュラーとしての発行は見送られたが、主管庁が個別の判断にてガイドライン案と同様の内容である IACS 統一規則 S14 を適用することができるとの意見が表明された旨、会合議事録に記載された。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 水密区画に対する各試験方法の定義を規定した。
- (2) 類似の構造を持つタンク及び姉妹船におけるタンクのうち、構造試験が要求されるタンクを規定した。
- (3) 各区画の試験方法及び試験水頭を改めた。
- (4) タンクの設計水頭を試験水頭にあわせて改めた。